

=配達証明= =親展=









〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-30-12 城北自動車会館6階 池袋総合法律事務所 弁護士 鶴森 雄二





















4

T 136 - 0073

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

孫 樹斌 殿



〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1 丁目 30 番 12 号 城北自動車会館 6 階 池袋総合法律事務所 電話 03-3984-2480 FAX03-3984-2484 大宇宙ジャパン株式会社代理人 弁護士 鶴 森 雄 二

通知書 (再)

冠省

当職は、大宇宙ジャパン株式会社(以下「当社」といいます。)より委任を受け、貴殿との間の貸与品等返還の交渉の任に就いている弁護士です。

当社は、貴殿に対し、令和3年9月30日付で通知書にて、当社が雇用中に貴殿に貸与したPC(管理番号63-97829)、入館証、オフィスペイカード、社員証及び健康保険証(組合員番号375)のご返還をお願いしましたが、貴殿からは、前記通知書が貴殿に到達してから1週間を経過してもまだご返還いただいておりません。つきましては、速やかにご返還(下記返還先に郵送)いただきますよう再度お願い致します。

また、貴殿が当社に就業中に取得した当社や当社取引先に関するデータについて、第三者に漏洩しないようお願いしておりましたが、貴殿は、貴殿が開設した WEB ページ (https://tei-en.github.io/) にて当職が送付した通知書をはじめ、当社が貴殿に交付した雇人・解雇に関する書面のほか、貴殿が就業中に発信したメールの文面などを掲載しており、第三者に開示すべきではないものや当社の名誉・信用にかかわる内容も含まれておりますので、ただちに全て上記 WEB サイトから削除していただきますようお願い致します。

上記 2 点について速やかにご対応いただけない場合は、貴殿に対して民事上、刑事上の責任追及をすべく、 法的手続をとることになりますので、ご承知おきください。

草々

[返還先]

T 141-0031

東京都品川区西五反田 2-28-5 第二オークラビル 6F 大宇宙ジャパン株式会社 管理部 三浦 昭彦



寸



郵便認証司 \ 3. 10. 18

この郵便物は合和 3年10月18日 第 12491311711 号書留内容証明郵便物 として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: 2021101821385700100001 号

1/1頁

